

議案第 164 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 21 年 11 月 25 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

平成 21 年度さいたま市一般会計補正予算（第 7 号）

専 決 処 分 書

平成21年度さいたま市一般会計補正予算(第7号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成21年11月2日

さいたま市長 清水 勇 人

平成21年度さいたま市一般会計補正予算(第7号)

平成21年度さいたま市一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397,370千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ403,452,858千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		11,065,543	293,687	11,359,230
	2 県補助金	2,604,080	293,687	2,897,767
21 繰越金		2,683,434	103,683	2,787,117
	1 繰越金	2,683,434	103,683	2,787,117
歳入合計		403,055,488	397,370	403,452,858

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		34,654,650	397,370	35,052,020
	1 保健衛生費	14,020,886	397,370	14,418,256
歳出合計		403,055,488	397,370	403,452,858